

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本化薬株式会社			コード	4272
提出日	2023/6/6		異動（予定）日	2023/6/28	
独立役員届出書の提出理由	すでに届出している独立役員の該当状況についての説明の変更および新任社外監査役の追加				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	太田 洋	社外取締役	○												△		有
2	藤島安之	社外取締役	○												△		有
3	房村精一	社外取締役	○													○	有
4	赤松育子	社外取締役	○												△		新任 有
5	東 勝次	社外監査役	○												△		有
6	尾崎安央	社外監査役	○													○	有
7	若狭一郎	社外監査役	○												△		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の太田洋氏は、当社と金銭の寄付および研究取引のある国立大学法人東京大学大学院教授を兼任しておりましたが、2016年3月に退任しております。	社外取締役の太田洋氏は、弁護士としての豊富な経験・知見を有し、また企業法務に精通しており、当社社外監査役を務め、当社内部にも通暁し、取締役会での監督機能がより高まることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
2	社外取締役の藤島安之氏は、当社と取引のある双日株式会社に所属していましたが、2010年3月に退職しております。	社外取締役の藤島安之氏は、総合商社の経営者としての豊富な経験・知識を有しております、当社の経営全般に対して提言をいただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
3		社外取締役の房村精一氏は、司法機関における豊富な経験と法律の専門家として培われた高い見識のもと、当社の経営全般に対して提言をいただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
4	社外取締役役の赤松育子氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属していましたが、2010年10月に退職しております。	社外取締役役の赤松育子氏は、公認会計士や公認不正検査士として豊富な経験・知見を有しております、当社の経営全般に対して提言をいただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
5	社外監査役の東勝次氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属していましたが、2014年8月に退職しております。	社外監査役の東勝次氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験と高い見識を有し、当社の監査体制に活かせるごとから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
6		社外監査役の尾崎安央氏は、大学教授として培われた専門的な知識・経験と高い見識を有し、また企業法務に精通しており当社の監査体制に活かせるごとから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
7	社外監査役の若狭一郎氏は、当社と金銭借入等の取引のある明治安田生命保険相互会社の取締役を務めておりましたが、2014年7月に退任しております。なお、当社の2023年3月31日現在の借入金残高のうち、同社の占める割合は、6%程度です。	社外監査役の若狭一郎氏は、生命保険会社の経営者として培われた専門的な知識・経験と高い見識を有し、当社の監査体制に活かせるごとから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

当社の社外役員の独立性判断基準は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (https://www.nipponkayaku.co.jp/media/pdf/ir/esg/governance_report.pdf) に記載しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。